

(仮称) 上沼風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告について

令和 7 年 1 0 月 2 7 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 上沼風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：秋田県鹿角市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：9 5, 0 0 0 k W程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 6 年 7 月 9 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 6 年 9 月 2 0 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和 6 年 1 0 月 2 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 7 年 3 月 1 0 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 7 年 6 月 9 日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	令和 7 年 9 月 5 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 7 年 1 0 月 2 7 日

問合せ先：電力安全課 小西、植田
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2（直通）

(別紙)

株式会社グリーンパワーインベストメント (仮称) 上沼風力発電事業環境影響評価方法書に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域及びその周辺には既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な影響が懸念される。このため、累積的な影響を考慮した事業計画となるように可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を入手した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、他の事業者等から、累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合は、可能な限り情報提供すること。
2. 水質及び土壌の調査に当たっては、対象事業実施区域周辺に鉛等を含んだ鉱床が存在することから、水質の現況を十分に把握できるよう、事業特性及び地域特性を踏まえた上で適切な調査項目及び調査地点を設定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ等の希少猛禽類が採餌場等として利用する可能性があることから、生息・採餌環境等を踏まえた適切な調査地点の設定を行い、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺は、植生自然度の高い植生が存在する可能性があることから、現地調査により存在する区域を明らかにし、本事業の実施に伴う影響について、専門家等の助言を得ながら、適切に予測及び評価を行うこと。
5. 生態系の調査に当たっては、生息・採餌環境等を踏まえた適切な調査地点の設定を行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、評価の結果、事業の実施による影響が著しい場合には、必要に応じて事業計画を見直すこと。